

第九十一回国会
衆議院

大蔵委員会議録第一号

本国会召集日(昭和五十四年十二月二十一日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君 理事 稲村 利幸君
理事 高島 修君 理事 綿貫 民輔君
理事 佐藤 観樹君 理事 山田 耻目君
理事 坂口 力君 理事 正森 成二君
理事 竹本 孫一君
理事 麻生 太郎君 大村 襄治君
理事 白川 次男君 椎名 素夫君
理事 中村正三郎君 玉生 孝久君
理事 藤井 勝志君 林 義郎君
理事 村上 茂利君 坊 秀男君
理事 山口シヅエ君 毛利 松平君
理事 山中 貞則君 山崎武三郎君
理事 伊藤 茂君 山本 幸雄君
理事 沢田 広君 川口 大助君
理事 塚田 庄平君 島田 琢郎君
理事 山田 芳治君 堀 昌雄君
理事 柴田 弘君 大久保直彦君
理事 宮地 正介君 古川 雅司君
理事 渡辺 貢君 多田 光雄君
理事 玉置 一弥君

坂口 力君 柴田 弘君
正森 成二君 玉置 一弥君

金融及び証券に関する小委員

麻生 太郎君 稲村 利幸君
熊川 次男君 高島 修君
玉生 孝久君 中村正三郎君
林 義郎君 山崎武三郎君
川口 大助君 佐藤 観樹君
島田 琢郎君 堀 昌雄君
古川 雅司君 宮地 正介君
渡辺 貢君 竹本 孫一君

金融及び証券に関する小委員長

稲村 利幸君
椎名 素夫君
玉生 孝久君
山崎武三郎君
伊藤 茂君
島田 琢郎君
古川 雅司君
多田 光雄君

財政制度に関する小委員長

高島 修君
白川 勝彦君
藤井 勝志君
村上 茂利君
山本 幸雄君
佐藤 観樹君
塚田 庄平君
山田 芳治君
柴田 弘君
宮地 正介君
渡辺 貢君

金融機関の週休二日制に関する小委員

愛知 和男君 白川 勝彦君
藤井 勝志君 山口シヅエ君
村上 茂利君 綿貫 民輔君
山本 幸雄君 沢田 広君
佐藤 観樹君 山田 耻目君
塚田 庄平君 柴田 弘君
山田 芳治君 玉置 一弥君
渡辺 貢君

金融機関の週休二日制に関する小委員長

綿貫 民輔君

昭和五十四年十二月二十一日(金曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君 理事 稲村 利幸君
理事 高島 修君 理事 綿貫 民輔君
理事 佐藤 観樹君 理事 山田 耻目君
理事 坂口 力君 理事 正森 成二君
理事 竹本 孫一君
理事 麻生 太郎君 越智 伊平君
理事 大村 襄治君 嶋田利太郎君
理事 白川 次男君 椎名 素夫君
理事 中村正三郎君 林 義郎君
理事 藤井 勝志君 坊 秀男君
理事 村上 茂利君 毛利 松平君
理事 山崎武三郎君 山口シヅエ君
理事 山中 貞則君 伊藤 茂君
理事 山本 幸雄君 沢田 広君
理事 川口 大助君 塚田 庄平君
理事 島田 琢郎君 堀 昌雄君
理事 柴田 弘君 山田 芳治君
理事 宮地 正介君 古川 雅司君
理事 渡辺 貢君 多田 光雄君
理事 玉置 一弥君

大蔵省主計局次 西垣 昭君
日本専売公社総 泉 美之松君
大蔵委員会調査 葉林 勇樹君
室長

委員外の出席者

委員の異動
十二月二十一日
白川 勝彦君 補欠選任 栗山 明君
中村正三郎君 嶋田利太郎君
山中 貞則君 越智 伊平君
同日
越智 伊平君 補欠選任 山中 貞則君
嶋田利太郎君 中村正三郎君
栗山 明君 白川 勝彦君

十二月二十一日

日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十回国会閣法第一号)
税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十回国会閣法第一号)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一六号)(参議院送付)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一九号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

日本専売公社法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第九十回国会閣法第一号）

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（第九十回国会閣法第一六号）（参議院送付）

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（第九十回国会閣法第一九号）（参議院送付）

○増岡委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、本会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○増岡委員長 次に、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

先刻の理事会で協議いたしましたとおり、それぞれ小委員十六名よりなる

税制及び税の執行に関する小委員会

金融及び証券に関する小委員会

財政制度に関する小委員会

金融機関の週休二日制に関する小委員会

を設置することとし、各小委員及び小委員長は委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○増岡委員長 日本専売公社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案の提案理由説明につきましては、前国会において聴取いたしておりますので、この際省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○増岡委員長 この際、お諮りいたします。

本案に関する質疑は省略し、直ちに討論に入るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。多田光雄君。

○多田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、これが政府主導の物価引き上げにはかならず、深刻化する今日の物価上昇に一層拍車をかける点であります。卸売物価の前年比一五％を超える急騰がいよいよ消費者物価に波及し、いまやまさに狂乱物価前夜ともいふべき状況になっております。

しかるに政府は、このたばこを初め、健康保険料、さらに来年度は、国鉄、消費者米麦価、郵便、大学授業料、NHK受信料などのほか、航空運賃、電力、ガス料金についても大幅な値上げを予定しています。これら政府主導の公共料金のまにに見る引き上げは、家計を大きく直撃し、低所得者に対して高い負担割合を押しつけるばかりか、インフレの危機を政府みずからがつくり出すものであり、断じて認めることはできません。

第二に、今回の改正は、たばこ定価改正による二一％の大幅な引き上げに加え、さらにその一・三倍、つまり現行の五七・三％までの引き上げを国会審議抜きで実施できるよう法定制の緩和を図っている問題です。

元来、専売納付金は、税相当分として間接税の性格を持つものであります。しかるに、今回の措置は、専売価格はすべて法律または国会の議決に

基づいて定めるとした財政法第三条、租税法律主義を規定した憲法第八十四条から大きく逸脱したものであります。これは公社の経営責任の明確化を口実にしたいわばたばこ定価のサイクル値上げの仕組みの法定化であって、悪名高い国鉄運賃法定制緩和に続く大改悪にほかなりません。

第三の理由は、専売納付金率の法定によって、従来益金処分としていた国庫への納付金などを経費として事前に先取りできるようにした点です。

政府のインフレ政策のもとで、売り上げの五六％を国庫納付金などとして前もって取り上げることとは、事実上公社予算の切り下げにはかならず、公社経営を著しく圧迫するものとなることは明白です。さらにそのことが、約十人に一人が肩腕症候群にかかっていると言われる公社職員に一段と首切り合理化と労働条件の悪化を押しつけ、また業たばこ農民への単価切り詰めなど、関係者に劣悪な条件を課するものになることも必至であります。

あわせて、これが審議でも明らかのように、数年を経ずして有無を言わせぬ定価引き上げにつながることも自明の理であります。

現在、わが国の喫煙人口は三千五百万人にも及び、たばこは嗜好品とはいえ国民生活と密接な関連を持つ商品となっております。しかし、最近の販売の伸びの鈍化、原料葉たばこの高騰、海外からの輸入要請圧力、健康問題への関心の高まりなど、公社経営にとってかつてない厳しい環境となつてきています。

ところが、今回の一連の改正は、公社設立の目的である専売事業の健全で能率的な実施や、うまく安くて安全なたばこの供給とあわせて、国、地方財政に寄与するとの公社の役割の実現を図るのではなく、国民からの税收収奪機構のみを拡大させ、将来にわたる公社の経営圧迫を強めることによつて、専売事業を危機に陥れるものと言わざるを得ません。

このように、今回の改正は、公社の財政専売としての性格のみを第一義とし、財政危機のしわ寄せを公社及び消費者国民に一方的に押しつけるも

のと言わざるを得ません。

以上、今回の法律案の重要な問題点を指摘し、断固反対するものであることを表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○増岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○増岡委員長 これより採決に入ります。
日本専売公社法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○増岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○増岡委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して高島修君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田壯目君。

○山田(壯)委員 ただいま議題となりました日本専売公社法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨とその内容を簡単に御説明申し上げます。

御承知のように、今般、政府は定価法定制を緩和し、法定されております最高価格の一・三倍の範囲内であれば一定の条件のもとに暫定価格を定めることができることとしておりましたが、専売事業審議会の議を経ることもその条件の一つとされているのであります。したがって専売事業審議会につきましては、たとえば消費者などの意見が反映できるようにするなど、多方面の、より公正な審議が望まれているのであります。

また、納付金率法定制を導入することに伴いまして、日本専売公社の経営環境は一段と厳しいものと

なることが予想され、葉たばこ耕作者など専売事業関係者に大きな不安を与えております。

この附帯決議案は、このような事情に顧み、今後の日本専売公社の事業運営に関し、政府並びに日本専売公社に次の諸点について特別の努力と検討を求めるものであります。

なお、これらの趣旨は案文で尽きておりませんので、案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 健全にして能率的な事業運営をさらに推進することにより、たばこ及び塩の現行専売制度並びに公共企業体としての公社制度の本旨の達成に努めること。

一 専売納付金制度の改正に伴い、日本専売公社の社会的、経済的役割に配慮しつつ、経営の自主性(当事者能力)がなお一層発揮できるよう所要の改善について検討を行うこと。

一 専売納付金制度等の制度改正の実施に当たっては、経済的役割を自覚し、業務拡大等も考慮しつつ、葉たばこ耕作者、小売人、日本専売公社職員、たばこ事業関連産業等の間の調和のとれた関係が引き続き持続されるよう努めること。

一 専売事業の適切な運営を通じて、日本専売公社職員の雇用の安定、労働条件の維持向上に努めるとともに、専売事業関連産業の育成強化に配慮すること。

一 専売事業の運営に当たっては、事業の公共性に留意し、消費者、葉たばこ耕作者、小売人、日本専売公社職員、専売事業関連産業等関係者の意見を十分に尊重すること。

一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康に関する科学的研究をより一層充実させ、国民が安心して吸えるたばこの供給に努めること。

以上であります。
何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

ます。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨に沿って配慮したいと存じます。

○増岡委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
金融及び証券に関する小委員会において、来る二十六日水曜日前十時に金融及び証券に関する件について、参考人として金融制度調査会会長佐々木直君の出席を求め、その意見を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
速記をとめてください。

〔速記中止〕

○増岡委員長 それでは速記を始めてください。

○増岡委員長 次に、本日付託になりました参議院送付、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
これより両案について順次政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、その額を引き上げることとするほか、国家公務員共済組合の年金制度の現状に顧み、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止等の措置を講ずることといたしました。共済年金制度の実情等を考慮すると、今後、年金財政を健全かつ適正に運営していくためには、以上申し上げました諸点につきまして、速やかに法改正を行う必要があります。

このため、政府は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関

する法律等の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであり、すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づき年金のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきましては、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置にない、昭和五十二年の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を増額することにより、本年四月分以後、年金額を引き上げることとしたしております。

この結果、平均で約三・六％程度年金額が改善されることとなります。

第二に、公務関係年金及び長期在職者の受ける退職年金等の最低保障額、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の高齢者に対する年金額の割り増し措置について改善を図ることとしたしておりますが、これも恩給における措置にならうものであります。

第三に、遺族年金に加算される寡婦加算及び遺族加算の額を、遺族の置かれてゐる特別な事情にかんがみ、それぞれ年額一万二千円引き上げることとしたしております。

第四に、退職年金の支給開始年齢につきましても、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から、現行の五十五歳を六十歳に引き上げることとしたしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしたしております。

第五に、高額所得を有する退職年金受給者につ

きまして、年金の一部の支給を停止することとしたしております。

第六に、減額退職年金の受給を選択できる場合を原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることとしたしております。

なお、これらの改正についても、所要の経過措置を講ずることとしたしております。

第七に、現行の退職一時金制度につきましても、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際これを廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることとしたしております。

第八に、公庫等に出向する職員につきましても、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公庫等に出向してゐる期間につきましても共済組合の組合員とすることとしたしております。

第九に、長期給付における国庫負担につきましても、当分の間の措置として、総財源の一％相当を特別に負担することとしたしております。

以上のほか、特別の事情により公務上死亡した者の遺族の範囲の緩和、自衛官等に対する特例年金制度の廃止、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げ等、所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

なお、この法律案は、第九十回国会におきまして、衆議院で、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正の実施期日について「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十五年七月一日」に改める等の修正が行われた上参議院に送付され、同院において継続審査となり、本日可決の上送付されたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 地崎運輸大臣。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○地崎國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給してあります退職年金等につきましても、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じ、年金額を引き上げることとするほか、公共企業体の共済組合の年金制度の現状にかんがみ、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止、国等に出向する職員に関する継続長期組合員制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給してあります退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給等の改善措置にない、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十三年の国家公務員の給与の改善内容に準じて引き上げることとしたしております。

この結果、本年四月分以後、平均で約三・六％程度年金額が増額されることとなります。

第二に、長期在職した者に係る退職年金等及び旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の者に対する年金額の割り

増し措置の改善を図ることとしたしておりますが、これも恩給等における措置にならうものであります。

第三に、遺族年金等に加算される寡婦加算及び遺族加算につきましても、遺族の置かれてゐる特別な事情にかんがみ、それぞれ、年額一万二千円引き上げることとしたしております。

第四に、退職年金等の支給開始年齢につきましても、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から、現行の五十五歳から六十歳に引き上げることとしたしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしたしております。

第五に、高額所得を有する退職年金受給者につきましても、年金の一部の支給を停止することとしたしております。

第六に、減額退職年金の受給を選択できる場合につきましてもは原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率につきましても保険数理に適合するものに改めることとしたしております。

なお、これらの改正につきましても、所要の経過措置を講ずることとしたしております。

第七に、現行の退職一時金制度につきましても、すでに通算年金制度が樹立されてあります関係上、この際、退職一時金、返還一時金及び死亡一時金を廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることとしたしております。

第八に、公団等に出向する職員につきましても、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公団等に出向してゐる期間につきましても継続長期組合員として共済組合の組合員とすることとしたしております。

また、国または地方公共団体に出身する職員につきましても、公団等に出向する場合と同様に取扱いすることとしたしております。

第九に、長期給付における公共企業体の負担につきまして、当分の間の措置といたしまして、総財源の一分相当を公経済の主体としての公共企業体が、特別に負担することとしたしております。このほか、組合員期間二十年未満の廃疾年金受給者が死亡した場合につきましても遺族年金を支給することとする等、所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

なお、この法律案は、第九十四国会におきまして、衆議院で、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正の実施期日について「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十五年七月一日」に改める等の修正が行われた上参議院に送付され、同院において継続審査となり、本日可決の上送付されたものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○増岡委員長 この際、お諮りいたします。

両案に関する質疑は省略し、直ちに討論に入るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。渡辺貞君。

○渡辺貞君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました参議院送付の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等のいわゆる共済年金二法の改正案に反対する討論を行います。私も日本共産党・革新共同は、さきの臨時国会で、本法案について、毎年行われる年金額のアップなど改善部分だけを当面成立させること、一方、重大な制度改正である年金支給開始年齢の延伸措置については、その問題点を指摘し、その削除を主張してまいりました。

最大の問題点は、この年金支給開始年齢の引き延ばしが、単に共済年金にとどまらず、厚生年金の支給開始年齢の六十五歳への引き延ばしへの前提づくりであり、ひいてはわが国公的年金制度全体の改悪に道を開くという点であります。

私もこの指摘を象徴的に証明したのが、去る十二月十八日、野呂厚生大臣の厚生年金の支給開始年齢を六十五歳におくらせる、そのための厚生年金法改正案をこの通常国会に提出するとの記者会見であります。

厚生年金の支給開始年齢の引き延ばしには、私どもは断固反対であります。本法案の先国会成立後、全国津々浦々において公務員労働者を中心にこのような本法案についての批判や意見が急速に高まっております。

最後に、本日、通常国会の冒頭に、参議院に引き続いて本委員会でのような形で本法案が強行採決されることに強く抗議して、討論を終わります。

○増岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○増岡委員長 これより採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○増岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○増岡委員長 速記を始めてください。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

〔報告書は附録に掲載〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

場合を含む。の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得られる額を超えることはできない。

第三條中「あわせて」を「併せて」に改め、同條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

(製造たばこの品目ごとの小売定価の決定)

第三條 製造たばこの品目ごとの小売定価の決定に当たつては、公社が日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條に規定する道府県たばこ消費税及び同法第四百六十四條に規定する市町村たばこ消費税の納付を行うとともに、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができるよう、基準最高価格又は暫定最高価格(前條第三項(同條第六項)において準用する場合を含む。の規定による暫定最高価格を含む。の範囲内において、原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行うも

別表第二四・〇二を次のように改める。

一四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十一号)第三條(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの

A	紙巻たばこ	九〇%
B	葉巻たばこ	六〇%
C	パイプたばこ	一〇〇%
D	その他のもの	二〇%
(二) その他のもの		
A	紙巻たばこ	二五〇%
B	葉巻たばこ	二〇〇%
C	パイプたばこ	二五〇%
D	その他のもの	六〇%
二	たばこのエキス及びエッセンス	二〇%

別表第四八・〇一(号)中「A 製造たばこ用の

巻紙用紙

二〇%」を

A 製造たばこ用の

のとする。

4 日本専売公社法等の一部を改正する法律

(昭和五十四年法律第 号)の施行の日において、同法第三條の規定による改正後の製造たばこ定価法第三條に定める小売定価の決定の要件に適合しない製造たばこで直ちに当該要件を満たすことが困難であると認められる特別の事情のあるものについては、大蔵大臣の承認を得たものに限り、当分の間、同條の規定(小売定価の決定の要件に係る部分に限る)は、適用しない。

(関税定率法の一部改正)

第四條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條中左の各号に「を」次に「に改め、同條第五号中「日本専売公社又はこれらの」を「又はその」に改める。

別表第二四・〇一(号)中「三五五%」を「無税」に改める。

巻紙用紙——無税」に改める。

別表第四八・一〇(号)中「二〇%」を「無税」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の日本専売公社法第四條の二、第四十三條の十三(別表を含む)及び第四十三條の十三の二の規定は、昭和五十四年度以後の事業年度の専売納付金の納付及び決算については、適用し、昭和五十三年以前年度の決算については、なお従前の例による。

(製造施設法の一部改正)

3 製造施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三條第六項を削る。

第六條第二項中「及び第六項」を削り、「とあるのは」とあるのは、「に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「左の」を「次の」に改め、同條第十七号中「の価格」の下に「及び製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十一号)の規定による暫定最高価格」を加える。

第十七條第一項の表専売事業審議会の項中「行い、その他」を「行うとともに、製造たばこ定価法の規定による暫定最高価格の決定並びに専売事業及び」に改める。

理由

製造たばこの原価の上昇に対処し、財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うこととするほか、製造たばこの価格形成方式の明確化を図り、あわせて財政収入の安定的確保及び日本専売公社の自主性の向上とその経営の効率化に資するため、製造たばこの品

目ごとの小売定価に占める専売納付金及び地方たばこ消費税の額の割合が法律上明らかになるように専売納付金の算定方法を改正し、輸入製造たばこの関税率を改定するとともに、製造たばこの最高価格に關する特例を設ける等日本専売公社法及び製造たばこ定価法その他関係法律について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律

第一条 昭和四十二年以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二」に改める。

第一条の十一の二の次に次の二條を加える。

(昭和五十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給(同條第四項、第六項若しくは第八項の規定若しくは前條第二項若しくは第四項の規定又は第一條の十一第二項若しくは前條第七項において準用する第一條第六項の規定により第一條の十一第四項各号若しくは前條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一條の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合

合にその改定年金額の算定の基礎となるべき
仮定俸給)に対応する別表第一の十五の仮定
俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して
算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち
實在職した期間が最短期間年限に達している
年金に限る。第八項において同じ。)を受ける
者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺
族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の
妻、子若しくは孫である場合には、前項の規
定にかかわらず、その額を、同項の規定に基
づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該
年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十
二倍に相当する額を加えた額に改定する。こ
の場合においては、第一条第四項後段の規定
を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短期間
年限の年数を控除した年数(以下この項に
おいて「控除後の年数」という。)一年につき
前項の規定により俸給とみなされた額の三
百分の一(控除後の年数のうち十三年に達
するまでの年数については、三百分の一)
に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 控除後の年数一年につき前項の規定に
より俸給とみなされた額の六百分の一(控
除後の年数のうち十三年に達するまでの年
数については、六百分の一)に相当する金額
次の各号に掲げる年金については、前二項
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。この場合においては、第一条
第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年
金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応

じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十歳以上の者に係る年金 六十四
万七千円
ロ 六十歳未満の者に係る年金 四十八
万五千三百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分
に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者で實在職した組合員
期間が最短期間年限に達しているものに
係る年金 六十四万七千円
ロ 六十五歳以上の者で實在職した組合員
期間が九年以上のものである年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で實在職した組合員期間が最短期間年
限に達しているものに係る年金 四十八
万五千三百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三
十二万三千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分
に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有
する六十歳未満の妻が受ける年金 三十
七万四千五百円
ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の
妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け
る年金 三十二万三千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十四万二千七百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が旧法の規定による遺族年金に相当する年
金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に
該当する場合には、これらの規定により算定
した額に当該各号に掲げる額を加えた額をも
つて、当該年金の額とする。この場合におい
ては、第一条の九第五項ただし書の規定を準
用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八
千円
二 遺族である子二人以上を有する場合 七
万二千円
三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く。) 三万六千円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以
後に六十歳に達したとき(遺族である子を有
する妻が同日以後に六十歳に達したときを除
く。)は、その達した日の属する月の翌月分以
後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻
であり、かつ、遺族である子を有しないもの
が昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達し
たときは、その達した日の属する月の翌月分
以後、第四項の規定に準じてその額を改定す
る。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾
年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四
年四月一日以後に六十五歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、同項
の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に
七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族
年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が
同日以後に七十歳に達したときを除く。)は、
その達した日の属する月の翌月分以後、第二
項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

第一条の十二の二 前条の規定の適用を受ける
年金(その年金の額の計算の基礎となつた組
合員期間のうち實在職した期間が最短期間年

限に達している年金に限る。第六項において
同じ。)を受ける者が八十歳以上の者である場
合には、昭和五十四年六月分以後、その額
を、同条第一項の規定に基づいて算定した額
に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応
じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する
額を加えた額に改定する。この場合において
は、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短期間
年限の年数を控除した年数(次号において
「控除後の年数」という。)一年につき前条第
一項の規定により俸給とみなされた額の三
百分の二に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 控除後の年数一年につき前条第一項の
規定により俸給とみなされた額の六百分の
二に相当する金額

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定さ
れた年金のうち旧法の規定による遺族年金に
相当する年金の額(その額について、同条第
四項又は第六項の規定の適用があつた場合に
は、その額からこれらの規定により加算され
るべき額に相当する額を控除した額)又は前
項の規定の適用を受けてその額が改定された
年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区
分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないと
きは、昭和五十四年六月分以後、その額を、
当該各号に掲げる額に改定する。この場合に
おいては、第一条第四項後段の規定を準用す
る。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 六十四万七千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金のうち六十歳以上の者及び遺族である子
を有する六十歳未満の妻が受ける年金 四
十二万円
3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金

を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、同条第一項、第二項若しくは第八項又は前二項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円
二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万八千円

4 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受け取る者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

6 前条の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受け取る者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金（六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金を除く）の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

8 前項の規定の適用を受ける年金を受け取る者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十一の二」を「第二条の十一の二」に改める。

第二条の十一の二の次に次の二条を加える。
（昭和五十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十二 第二条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給（前条第二項の規定又は第二条の十一第十項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額）として、前条の年金額をもつて改定した年金額として、前条の年金額を改定したものとした場合にその改定した年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替へるものとする。

2 第一条の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
二 殉職年金 八十三万六千円
三 障害遺族年金 六十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受け取る権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受け取る権利を有する者については、これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に三万六千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円
二 障害遺族年金 六十七万五千円

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受け取る権利を有する者について準用する。

6 障害年金を受け取る権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十萬八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一萬二千元（そのうち二人までについては、一人につき三萬二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち

一人に限り六万六千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受け取る権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一萬二千元（そのうち二人までについては、一人につき三萬二千四百円）
二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の十二第八項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受け取る者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受け取る妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く）について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

9 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の十二の二 第一条の十二第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受け取る最短期間年限に達している年金に限る。第七項において同じ。）を受ける者が八十歳以上の者である場合について準用する。この場合において、第一

項に限り六万六千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

条の十二の二第二項中「同条第一項」とあるのは「第二条の十二第二項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 九十一万八千円

三 障害遺族年金 七十万九千円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、昭和五十四年六月分以後、同条第一項若しくは第二項又は前二項の規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に四万八千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては八万四千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 九十九万円

二 障害遺族年金 七十八万八千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第二条の十二の二第二項第二号に掲げる額」と、「第四項」とあるのは「同条第三項」と、「第三項第三号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第三項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

7 第一条の十二の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一条の十二の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一項」とあるのを「第二条の十二第二項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十一の二の次に次の二条を加える。
（昭和五十四年度における旧法による年金の額の改定）
第三条の十二 第一条の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）

の額の改定について、第二条の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の十二の二 第一条の十二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の二まで」を「第十条の三まで」に改め、同条第五項中「及び第十条の二第一項」を「第十条の二第一項及び第十条の三第二項」に改める。

第十条の二 第一項中「又は遺族年金」の下に「（次条において「昭和五十二年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十一条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十二年三月三十一日以前の年金
当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十一条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額（当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額）

二 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金
当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に關する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十一条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額（当該改定年金の額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額）
前項の規定は、昭和五十三年三月三十一日

以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前条第十四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十一条の三第四項中「第七十九条の二第六項を「第七十九条の二第五項」に改める。

第十五条の二第二項中「とあるのは「新法」を」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の新法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 四十六万二千三百三十二円
- 二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五条の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の新法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二）と、同条第三項中「前」項」とあるのは「第十五条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十五（第一条の十二、第二条の十二関係）

別表第一の十四の仮定俸給		仮定俸給	
六三、七一〇	円	六六、二三〇	円
六六、三三〇		六八、九六〇	
六九、九六〇		七〇、六四〇	
七〇、六〇〇		七二、三四〇	
七四、四五〇		七四、二六〇	
七四、〇八〇		七六、九八〇	
七六、三五〇		七九、三四〇	
七八、四六〇		八一、五三〇	
八一、〇三〇		八四、一九〇	
八三、六二〇		八六、八八〇	
八六、四五〇		八九、八二〇	
八九、三〇〇		九二、七七〇	
九二、八六〇		九六、四六〇	
九五、一三〇		九八、八一〇	
九八、〇六〇		一〇一、八五〇	
一〇〇、九〇〇		一〇四、八〇〇	
一〇六、五八〇		一〇九、六九〇	
一〇八、一〇〇		一一二、二七〇	
一一二、四七〇		一一六、七九〇	
一一八、二八〇		一二二、八二〇	
一二四、六八〇		一二九、四七〇	

後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十六条中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二に」、「第一条の十一の二」を「第二条の十二の二に」、「第三条の十一の二」を「第三条の十二の二に」、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第十七条中「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第三条の十一の二」を「第三条の十二の二」に改める。

第十八条中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

別表第一の十四の次に次の一表を加える。

一二七、九六〇	一三二、八六〇
一三一、〇八〇	一三六、〇九〇
一三五、五三〇	一四〇、七二〇
一三八、一六〇	一四三、四三〇
一四五、七八〇	一五一、三三〇
一四九、五五〇	一五五、二二〇
一五三、五一〇	一五九、三二〇
一六一、一二〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七五、一二〇
一七〇、七九〇	一七五、一七〇
一七七、一四〇	一八三、七三〇
一八六、一四〇	一九三、〇三〇
一九五、〇六〇	二〇二、二三〇
二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇
二〇五、九三〇	二二三、四七〇
二一六、八三〇	二二四、七三〇
二二七、五〇〇	二三五、七五〇
二二九、五九〇	二三七、九一〇
二三七、九三〇	二四六、四八〇
二四八、四八〇	二五七、二八〇
二五八、九八〇	二六八、〇三〇
二六九、四二〇	二七八、七二〇
二七五、九八〇	二八五、四三〇
二八三、〇一〇	二九二、六三〇
二九六、五二〇	三〇六、四七〇
三一〇、一八〇	三二〇、四六〇
三一七、〇七〇	三二七、五一〇
三二三、五八〇	三三四、一八〇
三三六、九一〇	三四七、八三〇
三四二、九八〇	三五四、〇四〇
三五〇、〇一〇	三六一、二四〇
三六二、七三〇	三七四、二八〇
三七六、五三〇	三八八、二三〇
三八三、二三〇	三九〇、九四〇
三八九、五六〇	三九三、五一〇

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合には、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十四の次に次の一表を加える。
別表第三の十五(第二条の十二関係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	一三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	一三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円以下のもの	一四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円以下のもの	一四・八割
一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円以下のもの	一五・〇割
一五九、三二〇円を超え一六七、一八〇円以下のもの	一五・五割
一四三、四三〇円を超え一五九、三二〇円以下のもの	一六・一割
一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円以下のもの	一六・九割
一一二、二七〇円を超え一六、七九〇円以下のもの	一七・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円以下のもの	一七・八割
一〇一、八五〇円を超え一〇四、八〇〇円以下のもの	一九・〇割
九八、八一〇円を超え一〇一、八五〇円以下のもの	一九・三割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円以下のもの	一九・八割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円以下のもの	二〇・二割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円以下のもの	二〇・九割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超え七二、三四〇円以下のもの	三二・七割
六八、九六〇円を超え七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、二三〇円を超え六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、二三〇円のもの	三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。
別表第四の十七(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一級			三、一一〇、〇〇〇円
二級			二、五五七、〇〇〇円
三級			二、〇六八、〇〇〇円
四級			一、五九二、〇〇〇円
五級			一、二四九、〇〇〇円
六級			九八七、〇〇〇円

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二条の十二の二関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、一三〇、〇〇〇円	
二級		二、六五七、〇〇〇円	
三級		二、一六八、〇〇〇円	
四級		一、六八二、〇〇〇円	
五級		一、三三九、〇〇〇円	
六級		一、〇六七、〇〇〇円	

備考

一 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第十条の三、第十五条の三関係)

俸給	年	額	率	金	額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの		一・〇三七		二、〇〇〇円	
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの		一・〇三三		八、九〇〇円	
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの		一・〇二四		三四、〇〇〇円	
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの		一・〇〇〇		一四〇、四〇〇円	
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの		〇・四〇五		二、八二八、八〇〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条の三」を「第八十条」に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。
第二十一条第一項第三号中「第九十八号第一項各号」を「第九十八号各号」に改める。
第三十八条第三項中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、前後の組合員期間を合算した期間

第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

第七十四条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十五条第一項中「身分関係の移動」の下に「支給の停止」を加える。
第七十六条の三を削る。

第七十七条第二項及び第三項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条に次の三項を加える。
4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。
6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第二項中「又は同条及び第七十六条の三の規定及び又は同項本文及び第七十六条の三の規定を削り、第七十六条第二項ただし書を同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額)」を削る。

第七十九条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十七条第一項及び」を「第七十七条第一項及び第四項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額とその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第七十九条第四項中「又は同条及び第七十六条の三の規定及び又は同項本文及び第七十六条の三の規定を削り、第七十六条第二項ただし書を同項ただし書」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額)」を削る。
第七十九条の二第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。
第八十条を次のように改める。

(脱退一時金)

- 第八十条 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。
- 2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。
- 一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額
- イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額
- ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応ずる利率に相当する金額
- 二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額
- 3 前項第一号ロに規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
- 4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職(当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く)が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。
- 5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く)が行うことができる。
- 6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

- 第八十条の二の前の見出し並びに同条及び第八十条の三を削る。
- 第八十二条の二第二項中「前条第一項ただし書」を同条第一項ただし書に改める。
- 第八十二条の三を削る。
- 第八十三条の見出し中「変つた」を「変わつた」に改め、同条第四項から第七項までを削る。
- 第八十四条の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第三項を削る。
- 第八十五条第四項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第五項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、「第八十二条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額の算定上控除すること」とされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改める。
- 第八十八条第二号及び第八十八条の二第二号中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削る。
- 第八十八条の四第二項を削る。
- 第八十八条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一に」、「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千元」を「八万四千元」に、「三万六千元」を「四万八千円」に改める。
- 第八十九条中「五十五歳」を「六十歳」に改める。
- 第九十二条の二第四項を削る。
- 第九十二条の三第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

- 第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十九条とする。
- 第九十八条第二項を削る。
- 第一百条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。
- 第一百零二条第三項中「相当する金額」の下に「の全部又は一部」を加える。
- 第一百零一条第四項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改め、同条第九項中「前各号」を「前各項」に改める。
- 第二百二十四条の二を次のように改める。
- 第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第二条第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という)となるため、又は公社の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公社その他の特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公社等」という)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社等職員」という)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公社職員又は公社等職員である期間引き続き転出(公社職員又は公社等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合に

- おいては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公社又は公社等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公社又は公社等の負担金」と、第二百零二条中「各省各庁の長(自治大臣を含む)又は職員団体」とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「公社又は公社等」とする。
- 2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとする者(以下この条において「継続長期組合員」という)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公社職員又は公社等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公社職員又は公社等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公社等職員となつた場合(その者が更に引き続き他の公社職員又は公社等職員となつた場合を含む)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公社等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。
- 4 第一項の規定は、継続長期組合員が公社職員又は公社等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公社又は公社等に転出をした場合については、適用しない。
- 5 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。
- 6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合

員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第百二十四条の三を削る。

附則第三条の二中「以下昭和四十九年法律第九十四号」というを削り、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第三条の二 連合会加入組合以外の組合が連合会に加入することとなつたときにおける当該組合に係る権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第十二条の次に次の六条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で大蔵省令で定める者に限る。)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に關する規定を適用する。

(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例)

第十二条の三 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「改正前の法」という。)第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみな

される給付を含む。)又は第八十七条の規定による廃疾一時金(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者(改正前の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十六条第二項本文若しくは第七十六条の二第一項又は附則第十三条の二第二項若しくは第三項の規定 改正前の法第七十六

六条の三各号(改正前の法附則第十三条の二第四項において準用する場合を含む。)に掲げる金額
二 第八十二条第一項本文若しくは第二項前段又は第八十二条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定 改正前の法第七十六条

の三各号に掲げる金額
三 第八十八条第一号又は第八十八条の二第一号の規定 前号に掲げる金額

四 第八十八条第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

2 公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金から行いものとす。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条の四 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤

務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第七十九条第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第七十九条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十二条の四に定める理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三年七月一日以前に生まれた者	
昭和三年七月一日から昭和六年七月一日までの間に生まれた者	五十五歳
昭和三年七月一日から昭和六年七月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和六年七月一日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和九年七月一日から昭和十二年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和十二年七月一日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することとを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の

規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	
昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十五歳
昭和五十八年七月一日から昭和六十年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十六歳
昭和六十年七月一日から昭和六十二年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十七歳
昭和六十二年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十八歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十六年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有する者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十九歳

昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和五十四年七月一日から昭和五十七年六月三十日までの間に生まれた者

五十九歳 四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第七十九条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」は「に」を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)
第十二条の六 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第八十九条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年七月一日から昭和六十年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二条の七 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者(昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員である者に限る)が、退職した後六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下この条において「特例死亡一時金」という。)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定(第八十条の規定を除く)を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、

特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条中「(以下この条において「基準日」という。)」の下に「昭和五十五年一月一日(次条において「基準日」という。前項に前項等であつた期間を有するもの)」を、「(当分の間)」の下に「別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第十三条の二第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

- 一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者
- 二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年数と基準日以後の衛視等であつた期間の年数とを合算した年数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの
- イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年
- ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年
- ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年
- ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年
- ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

附則第十三条の二第二項中「こえ」を「超える」に、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額を百分の一・五に相当する金額(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の俸給年額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」に改め、同条第三項中「前項」の下に「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)第四十五条(この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第四十八条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「第四号まで」を削り、同項第二号中「三十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の退職年金基礎額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「期間が三十五年」を「期間が三十五年」に改め、「三十五年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を」を削り、同項を同項第三号とし、同条第四項を次のように改める。

4 第七十六条第二項ただし書の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは、「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と読み替へるものとする。

附則第十三条の五の見出しを「(通算退職年金の特例)」に改め、同条中「基」を「基づく」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

附則第十三条の六第一項を次のように改める。

衛視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第二項イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十二条第一項中「応じ俸給年額」とあるのは「応じ附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額(以下この条、次条及び第八十六条の二において「俸給年額」という。)」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年(附則第十三条の二

「条」とあるのは、「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、第八十八条の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは、「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」と、同条第二項中「第八十八条」とあるのは、「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、「前項第三号」とあるのは、「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の八中「衛視等」を「附則第十三条の規定の適用を受ける衛視等」に改める。

附則第十三条の九の次に次の一条を加える。

（自衛官の退職年金の支給開始年齢等の特例）

第十三条の十 退職の時まで引き続き二十年以上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第三項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して」として、これらの規定を適用し、附則第十二条の四及び第十二条の五の規定は、適用しない。

一 停年（自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第一項に規定する停年をいう。次号において同じ。）に達したことににより退職した者

二 その者の事情によらないで停年に達するまで引き続き勤務することを困難とする理由により停年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの

前項の規定の適用を受ける者で昭和十五年七月一日以前に生まれたものについては、同項の規定により読み替えられた第七十九条第

二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」は「に」を基礎とするはか附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

附則第十四条中「第十三条を」を「第十二条の二」に改める。

附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とし、附則第十四条の四を削る。

附則第二十條の次に次の一條を加える。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

第二十條の二 国は、当分の間、長期給付に要する費用(第九十九條第二項第三号に掲げる費用を除く)について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国が前項の規定による負担をする場合における第九十九條第一項及び第二項、第二百二條第一項及び第三項並びに第二百二十三條の規定の適用については、第九十九條第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第二十條の二第二項の規定による」と、同条第二項第二号中「長期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く)」とあるのは「長期給付に要する費用(次号に掲げるもの及び附則第二十條の二第二項の規定による国の負担に係るものを除く)」と、第二百二條第一項及び第三項中「第九十九條」とあるのは「第九十九條及び附則第二十條」とあるのは「第九十九條及び附則第二十條の次に附則別表として次の二表を加える」。

附則別表第一

昭和五十五年一月一日前の衛生等であつた期間	期	間	
		割	合
十五年を超え十九年に達するまでの期間	(イ)	百分の一	百分の二・五
十九年を超え二十一年に達するまでの期間	(ロ)	百分の一・二五	百分の三・七五

則第二十條の二第二項」と、第二百二十三條中「第九十九條第二項」とあるのは「第九十九條第二項及び附則第二十條の二第二項」とする。

3 国が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)第十七條の規定の適用については、同条中「並びに第二百二十六條第二項」とあるのは、「第二百二十六條第二項並びに附則第二十條の二第二項」とする。

4 第二百二十四條の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「国」とあるのは「公社又は公庫等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正法律第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二百二十四條の二第一項若しくは国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第九條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は同法附則第二十二條に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役職員に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「国」とあるのは「公庫等」として、これらの規定の例による。

附則の次に附則別表として次の二表を加える。

三年以上六年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間	百分の一	百分の二・五
六年以上九年未満	十八年を超え二十二年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
九年以上十二年未満	十五年を超え十七年に達するまでの期間	百分の一	百分の二・五
十二年以上十六年未満	十七年を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
十六年以上十七年未満	十五年を超え十六年に達するまでの期間	百分の一	百分の二・五
十七年以上十八年未満	十六年を超え二十四年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
十八年以上十九年未満	十五年を超え二十五年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
十九年以上二十年未満	十六年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十年以上二十一年未満	十七年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	十八年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十二年以上二十三年未満	十九年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	二十一年を超え三十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十五年以上二十六年未満	二十二年を超え三十八年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十六年以上二十七年未満	二十三年を超え三十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五
二十七年以上二十八年未満	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の二・五

二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の三・七五
二十六年を超え三十年に達するまでの期間		百分の二・五

二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の二・五
--------	---------------------	--------

附則別表第二

昭和五十五年一月一日前の 衛視等であつた期間	期 間	割 合			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	合 (ニ)
三年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
三年以上六年未満	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十二年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
六年以上九年未満	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
九年以上十二年未満	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十四年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十二年以上十六年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十五年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十六年以上十七年未満	十五年を超え十六年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十七年以上十八年未満	十五年を超え十七年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十八年以上十九年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十九年以上二十年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

二十一年以上二十一年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上二十三年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え三十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

別表第二中「別表第二(第八十条、第八十三条関係)」を「別表第二(第八十条関係)」に改める。
別表第二の二を削る。
別表第三中「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十二条の二、第八十三条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」を「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「あわせ」に改め、同表の備考中「あつては」を「あつては、」に、「基いて」を「基いて」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
日次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第四節 退職一時金に関する経過措置」を「第四節 減額退職年金に関する経過措置」に、「第三節 削除(第三十四条、第三十五条)」を「第三節 削除」に改める。
第二条第一項第三号中「公務による廃疾年金」の下に、「公務によらない廃疾年金」を加え、同

項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削り、同条第二項中「又は第二十二号」を削る。
第七条第一項各号列記以外の部分中ただし書を削る。
第八条から第十条までの規定中、「退職一時金」を削る。
第十一条第二項中「第四号」を「第六号」に、「(その超える期間)」を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第四項中「六十五歳を六十歳」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加

え、「当該各号」を「同項」に改め、同条第七項中「六十五歳を六十歳」に改める。
第十三条第二項中「(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条の次に次の一条を加える。
第十三条の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という)が当該退職年金を受ける最短期間(次項、第二十四条の二及び第四十五条の三の二において「退職

年金の最短期間「年限」というに達しているものである場合における当該退職年金の額については、新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者としてみなして、退職年金の額を改定する。

第三章第三節第十七條の次に次の一条を加える。

(退職年金の停止に関する特例)

第十七條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条又は第十二條第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項各号の期間を合

算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十三條第三項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する普通恩給等の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十七條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十七條第四項の規定は、適用しない。

第三章第四節 減額退職年金に関する経過措置

置

(減額退職年金の停止に関する特例)

第十八條 前条第一項各号に掲げる退職年金に基づき減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十七條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十九條第三項において準用する新法第七十七條第四項の規定は、適用しない。

第十九條 削除

第二十二條第二項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)に改め、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第五項中「同条第一項各号」との下に「同項」とあるのは「同条第二項」とを加える。

第二十三條第一項を次のように改める。

第二十二條第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十二條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十二條の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第二十三條第二項中「前項の場合において、」を削り、「ときは、同項」を「場合における前項」に改める。

第二十四條中「から第八十二條の三まで」を「新法第八十二條の二に、別表第一」に改め、「第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五條第八項の規定の適用については、同項中「含む。」とあるのは、「含む。」又は「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十四條前段」とする。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(公務によらない廃疾年金の特例)

第二十四條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものの額については、新法第八十二條及び新法第八十二條の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の

額とする。

一 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

二 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものである年金(前号に掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十二條及び新法第八十二條の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定の適用を受ける公務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者として、廃疾年金の額を改定する。

第二十五條第一項中「から第八十二條の三まで」及び新法第八十二條の二に、「及び第二十三條」を「第二十三條及び前条」に改める。

第三十一條第二項中「(その超える期間)」を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間)に改め、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第四項中「妻である配偶者、子及び孫を除く。第五項において同じ。」が七十歳に達した場合」を「が七十歳に達した場合(妻である配偶者、子又は孫が七十歳に達した場合を除く)又は八十歳に達した場合」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第五項中「六十五歳に達した場合」を「六十歳に達した場合(妻である配偶者、子又は孫が六十歳に達した場合を除く)」に改める。

第三十一條の二中「第十三條」を「第十三條の二」に改める。

第三十二條の三第一項中「第十二條第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額

の百分の五十に相当する金額を控除した金額」を削る。

第三十三条第二項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に改め、同条第二項中「八十五万二千円」を「九十九万円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に、「八十万四千円」を「九十一万八千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第三十八条第一項中「(新法第七十九条の二、新法第八十条の二、新法第八十条の三及び新法第九十三条の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。)」を削り、同条第二項中「減額退職年金」の下に「通算退職年金」を、「退職一時金」の下に「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。))」の規定による改正前の新法(以下「昭和五十四年改正前の新法」という。))第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)をいう。以下この条、次条、第四十一条の二及び第四十一条の三において同じ。」を加える。

第三十九条第二項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に改め、同項ただし書を削る。

第四十一条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「第三章第一節から第三節まで」を「第三章」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に改め、同条第二項中「第七條第一項ただし書」を削り、「月を除く。」と「の下に」、第八條第一項及び第二項、第九條並びに第十條中「又は廃疾一時金」とあるのは「脱退一時金又は廃疾一時金」とを、「退職の日まで」との下に、「第三十八條第二項中「又は退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、同条第三項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、第三十九條第二項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」とを加える。

職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」とを加える。

第四十一条の二第二項各号列記以外の部分中「第十九條」を「昭和五十四年改正法第三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。))第十九條」に改め、同項第一号中「第十九條第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條第一号」に改め、同項第三号中「第十九條第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十条の規定による」を削り、「廃疾一時金」の下に「(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六條の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第二十三條の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第二項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第四十一条の二第二項又は第二項」と読み替へるものとする。

第四十一条の三中「第十九條」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條」に改める。

第四十一条の四を次のように改める。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのはその死亡した者(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する

る同法第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。の遺族」と、「同号及び第八十八條の二から第八十八條の五まで」とあるのは「同号及び同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の規定により算定した金額(その死亡した者が、退職一時金(同法第三十八條第二項に規定する退職一時金をいう。))の額の算定につき昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。))第三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十九條の規定の適用を受けた場合又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する同法第十二條第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から同法第四十一条の二第二項各号に掲げる金額又は同法第四十一条第一項において準用する同法第十二條第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条の四の規定により読み替へられた第一項」とする。

第四十四条第一項中「十五年」の下に「(新法附則第十三條の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。)」を加え、「退職一時金」を削り、同条第二項中「退職一時金を削る。」

第四十五条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「こえる」を「超える」に、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)を「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の術視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、一年につき当該俸給年額に新法附則別表第一の下欄(又は別表第二の下欄)に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額)」に改め、同条第二項中「(その超える期間)」を「(当該恩給更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第六項中「七十歳の下に「又は八十歳を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十五条の二中「算定した金額が」を「算定した第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金の額が」に改め、同条第一号中恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を術視等であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則第十三條の二第三項第二号の規定により算定した金額

第四十五条の二の二中「第四十五条第一項又は第二項」を「新法附則第十三條の二第三項又は第四十五条第一項若しくは第二項」に、「これらの規定に規定する恩給更新組合員」を「これらの規定に規定する者」に、「前条の二」を「新法附則第十三條の二第三項又は前条の二」に、「同条の二」を「同項又は同条の二」に改める。

第四十五条の三第二項中「(第十二條第一項第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条第三項中「前三條及び」を「新法附則第十三條の二第三項並びに前三條及び」に、「百分の一・五」を「百分の一・五に相当する額」に、「合算して二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一)を「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の術視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、一年につき当該俸給年額に新法附則別表第一の下欄(又は別表第二の下欄)に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額)」に改め、同条第二項中「(その超える期間)」を「(当該恩給更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第六項中「七十歳の下に「又は八十歳を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じに相当する額を「合算した年数で昭和五十五年一月一日前の年数が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た額。以下この項において同じに」と、「前三条の二」を「新法附則第十三条の二第三項及び前三条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた衛視等であつた期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているものである場合において、新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定により算定した退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額をこれらの規定による退職年金の額とする。

2 新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第四十五条の四「及び第十七条第一項」を「第十七条第一項及び第十七条の二」に、「第十一條の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二條第二項」とあるのは「第四十五条の二(第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」を「第十一條の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二條第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項若しくは第四十五条の二

又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」に改め、「普通恩給の年額」の下に「と、第十七條の二第二項第一号中「第十一條」とあるのは「第四十五条」と、「同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額」とあるのは「同条第一項第二号に掲げる金額」と、同項第二号中「第十一條の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二條第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」と、「第七條第一項各号の期間を合算した期間」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同項第三号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給等の額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」を加える。

第四十五条の五中「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十八條の規定は、第四十五条から第四十五条の三までの規定により算定される退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十八條中「前条第一項各号」とあるのは、「第四十五条の四の規定により読み替えられた前条第一項各号」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「から第二十四条まで」を「及び第二十三条」に、「十五年」を「十五年(公務による廃疾年金にあつては、新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務による廃疾年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)」を「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(公務による廃疾年金にあつては、昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第二の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務による廃疾年金にあつては、同日前の衛視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。)」に改め、「及び第二十四条」を削る。

第四十七條第一項第一号中「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。)」に改める。

第四十八條中「及び第二十三条」を削り、「第三十一条第一項」を「同条第一項」に、「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「第三十一条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第四十八條の二第二項中「第四十五条第一項」を「新法附則第十三条の二第三項の規定並びに第四十五条第一項」に、「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改める。

に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十四条第一項及び第二項中「又は廃疾一時金」とあるのは、「脱退一時金又は廃疾一時金」と、第四十五条の三第三項中「施行日」とあるのは「第四十八条の四に規定する長期組合員となつた日」と、前条中「第三十八条第一項」とあるのは「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」と、「同条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八條第二項」とあるのは、「第四十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項若しくは第三項又は第三十九条第二項の規定の適用については、第三十八条第二項中「又は退職一時金」とあるのは、「脱退一時金又は退職一時金」と、「第八條第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、同条第三項中「第八條第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、第三十九条第二項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」と読み替えるものとする。

第四十八條の五を次のように改める。
(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八條の五 第四十一条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一条の四「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する同法第八條若しくは第九條」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八条の四において準用する同法第四十四条第一項若しくは第二項」と、「同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「同法第四十八条の四において準用する同法第四十八条の二」と、「同法第四十一条第一項において準用する同

五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く）、第四条の規定並びに次項、附則第八條、第九條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日

二 第二条中国国家公務員共済組合法第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第七十九條の二第三項から第七項までの改正規定（同法第七項後段を削り、同項を同法第六項とする部分に限る）、同法第八十九條の改正規定、同法附則第十二條の次に六條を加える改正規定（同法附則第十二條の四から第十二條の六までに係る部分に限る）並びに同法附則第十三條の九の次に一條を加える改正規定、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表備考四の改正規定並びに附則第三條の規定 昭和五十五年七月一日

2 次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）第一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十二、第三条の十二、第四条第一項及び第五項、第十条の二第二項、第十条の三、第十五條の三から第十七條まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百條第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三十三條及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條第一

項の規定並びに附則第九條、第十八條及び第十九條の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第二項から第六項まで及び第九項、第二條の十二の二、第三條の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八條の五第一項の規定、改正後の施行法第十一條第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定並びに附則第八條及び第十六條第一項の規定 昭和五十四年六月一日

三 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第二項及び第八項の規定、改正後の施行法第十一條第四項及び第七項、第二十二條第三項、第三十一條第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定並びに附則第十六條第二項及び第二十一條の規定 昭和五十四年十月一日

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置）

第二条 改正後の法附則第十二條の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十三條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條の三、第四十一條の二第三項及び第四十五條の三第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第七十七條第二項及び第三項、第七十九條第一項、第二項及び第六項、第八十九條並びに附則第十二條の四から第十二條の六まで及び附則第十三條の十並びに改正後の施行法別表第一備考四の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日前に退職年金、遺族年金又は廃

疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

（退職年金等の停止に関する経過措置）

第四条 改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定（改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む）並びに改正後の施行法第七十七條の二（改正後の施行法第四十五條の四において準用する場合を含む）、第十八條及び第四十五條の五第二項の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

（通算退職年金等に関する経過措置）

第五条 改正後の法第七十九條の二及び第九十二條の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第七十九條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第八十條第三項の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされた給付を含む）の支給を受けた者、廃疾年金を受ける権利を施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第八十條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間については、なお従前の例による。

（脱退一時金等に関する経過措置）

第六条 改正後の法第八十條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の七の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間について

は、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）

第七条 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、施行日以後に退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者となつたとき又は施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第八十條の二第二項又は第八十條の三第一項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受ける権利を有する者が施行日以後にその支給を受けなくなり、又は死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第八十三條第四項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

4 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第九十三條第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第八条 改正後の法第八十八條の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第九条 改正後の法第百條第三項の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。（公社等に転出した継続長期組合員についての特例に関する経過措置）

第十條 改正後の法第二百二十四条の二の規定は、

この法律の施行の際現に改正前の法第二百二十四条の三第二項に規定する復帰希望者に該当する者（昭和五十四年四月一日以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者に限る。附則第十三条において「特例復帰希望者」という。）及び施行日以後に改正後の法第二百二十四条の二第一項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職した者について適用する。（公庫等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置）

第十一條 改正前の法第二百二十四条の二第一項に

規定する復帰希望職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）に該当する者が引き続き同項に規定する公庫等職員（以下この条において「公庫等職員」という。）として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき（同項に規定する復帰したときをいう。）又は当該公庫等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十二條 施行日において現に復帰希望職員に該当する

者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

第十三條 施行日において現に復帰希望職員に該当する

者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者の申出をした日に改正前の法第二百二十四条の二第五項に規定する引き続く公庫等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

第十四條 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経

過する日までの間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたとき（同日以前に死亡したときを除く。）は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

第十二條 改正前の法第二百二十四条の二第一項た

だし書及び第三項から第五項までの規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）次項において「法律第五十二号」という。附則第九条第二項に規定する復帰希望職員については、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十三條 改正前の法第二百二十四条の三第二項に

規定する復帰希望者（次項において「復帰希望者」という。）に該当する者（特例復帰希望者を除く。次項において同じ。）が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十四條 改正前の法第二百二十四条の三第二項に

規定する復帰希望者（次項において「復帰希望者」という。）に該当する者（特例復帰希望者を除く。次項において同じ。）が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十五條 改正後の法附則第二十条の二の規定

は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

第十六條 改正後の法附則第二十条の二の規定

は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第十六條 改正後の施行法第二十一条第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一条第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

第十七條 改正後の施行法第三十一条第四項及び第七項、

第二十二條第三項、第三十一条第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）

第十八條 改正後の施行法第三十一条の二、第二十

四條の二及び第四十五條の三の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十九條 昭和五十四年三月一日から同年十一月

三十日までの間に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（以下この条において「法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この条及び附則第二十一条において「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第八十八條の五（施行法において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイから

ハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハ

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 法の規定による遺族年金（法第九十二条の

二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項、第八項及び第十項において同じ。） 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた

場合には、同年四月分及び同年五月分の年金に
ついては、同条中「九十九万円」とあるのは「八
十八万四千円」と、「百万二千円」とあるのは「九
十万八千円」と、「九十一万八千円」とあるのは
「八十三万六千円」とし、同条中「二、九二五、
〇〇〇円」とあるのは「二、八二五、〇〇〇円」
と、「二、九五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、
八六〇、〇〇〇円」と、「一、三三五、〇〇〇
円」とあるのは「一、二五五、〇〇〇円」とし、
同条の備考中「十八万円」とあるのは「十五万
円」とする。

(退職後に増加恩給を受けなくなった者の特例
に関する経過措置)

第二十条 改正後の施行法第三十九条(改正後の
施行法第四十一条第一項及び第四十二条第一項
において準用する場合を含む。)の規定は、施行
日以後に増加恩給を受ける権利を有しない者と
なつたときについて適用し、施行日前に増加恩
給を受ける権利を有しない者となつたときにつ
いては、なお従前の例による。

(代用教員期間等のある者に関する経過措置)

第二十一条 昭和五十四年十月一日において現
に施行法第二十一条第八号の普通恩給又は同号
の恩給で恩給法第七十三条第一項の規定に係る
もの(以下この条において「普通恩給等」とい
う。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第七
条第一項第五号の期間又は施行法第九号第一
号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十四年法律第五十四号)第二十条の規定による改
正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号。以下この条において「改
正後の法律第五十五号」という。)附則第四
十四条の三の規定の適用によりその全部又は一
部がこれらの期間に該当しないこととなるもの
を有する更新組合員(施行法第二十一条第七
号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第
一項第一号に掲げる者を含む。))をいう。以下こ
の条において同じ。若しくは更新組合員であつ
た者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十四

年九月三十日において施行法第七号第一項第五
号又は施行法第九号第一号(これらの規定を施
行法第四十一条第一項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の規定に係る
退職年金若しくは減額退職年金又は施行法第二
十九条(施行法第四十一条第一項において準用
する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(施行
法第七号第一項第五号又は施行法第九号第一
号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有す
る者で政令で定めるものその他政令で定める者
(以下この条において「代用教員期間等のある
者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付に
ついては、当該代用教員期間等のある者が別段
の申出をしないときは、改正後の法律第五十五
号附則第四十四条の三及び改正後の施行法の
規定にかかわらず、同年十月一日以後も恩給法
等の一部を改正する法律第一条の規定による改
正前の恩給法及び第三条の規定による改正前の
施行法の規定の例によるものとする。

2 代用教員期間等のある者が前項に規定する別
段の申出をしなかつたときは、当該代用教員期
間等のある者は、改正後の法律第五十五号附
則第四十四条の三の規定の適用により増額され
て支給された普通恩給等の額のうち当該増額さ
れた部分に相当する額を、政令で定めるところ
により、これを支給した国又は都道府県に返還
しなければならない。

(政令への委任)
第二十二条 附則第二条から前条までに定めるも
ののほか、長期給付に関する経過措置その他こ
の法律の施行に必要事項は、政令で定め
る。

(通算年金通則法の一部改正)
第二十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律
第八十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「退職一時金の支給要件たる
最短期間」を「一年」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十

三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中「第九十八号第一項第二号(福祉事
業)の貸付け並びに同項第三号」を「第九十八号
第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号」
に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項中「第九十八号第一項」を
「第九十八号」に改める。
(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部
改正)
第二十六条 防衛庁設置法等の一部を改正する法
律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次の
ように改正する。

附則第二条第一項中「十五年」の下に「(当該衛
視等であつた期間の年数と准陸尉等であつた
期間及び幹部自衛官であつた期間の年数とを
合算した年数のうち昭和五十五年一月一日前
の期間が十二年未満である者にあつては、十六
年)」を加え、「退職一時金」を「退職一時金」に改
め、同条第二項中「第四十八号の二」を「第四
十八号の三」に、「同法第四十五号の四及び第四
十六号第一項中「第二項」とあるのは「第二項若
しくは一部改正法附則第二条第一項」と、同法第
四十五号の五及び第四十七号第一項中「又は第
二項」とあるのは「若しくは第二項又は一部改正
法附則第二条第一項」を「同条第六項及び第七
項中「若しくは第二項」とあるのは「若しくは第
二項若しくは一部改正法附則第二条第一項」と、
同法第四十五号の二中「又は第二項」とあるのは
「若しくは第二項又は一部改正法附則第一条第
一項」と、同法第四十五号の四中「若しくは第二
項」とあるのは「若しくは第二項若しくは一部改
正法附則第二条第一項」と、同法第四十六号第
一項中「若しくは第二項」とあるのは「若しくは
第二項若しくは一部改正法附則第二条第一項」
と、「新法附則第十三条の二第二項第二号イ」か
らホまでに掲げる者については、これらの者の

区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と
あるのは「一部改正法附則第二条第一項に規定
する者のうち退職年金の最短期間が十六年
とされているものについては、十六年」と、同
法第四十七号第一項中「新法附則第十三条の二
第一項第二号イからホまでに掲げる者につい
ては、これらの者の区分に応じ同号イからホま
でに掲げる年数」とあるのは「一部改正法附則第
二条第一項に規定する者のうち退職年金の最短期
間が十六年とされているものについては、十六
年」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは
第二項又は一部改正法附則第二条第一項」と、
同法第四十八号中「新法附則第十三条の二第
一項第二号イからホまでに掲げる者については、
これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲
げる年数」とあるのは「一部改正法附則第二条第
一項に規定する者のうち退職年金の最短期間
が十六年とされているものについては、十六
年」に改める。

附則第三条中「第十三条」を「第十三条の二」
に、「第四十五号の三」を「第四十五号の三の二」
に、「第四十八号の三」を「第四十八号の四」に改
める。

昭和四十二年以後における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する
年金の額の改定に関する法律及び公共企業体
職員等共済組合法の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給
する年金の額の改定に関する法律及び公共
企業体職員等共済組合法の一部を改正する
法律

(昭和四十二年以後における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する年
金の額の改定に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十二年以後における公共企業体
職員等共済組合法に規定する共済組合が支給す

旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年数との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた別表第一

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十
四万七千円
ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十
八万五千三百円
二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分

の年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が同月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年数との差年数一年につき、第一項の規定に

より俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の三分の二に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金の差年数一年につき、第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の六十分の二に相当する額

9 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

10 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は前各項の規定により改定された旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額を控除した額）が第二号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一号又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六十四万七千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるもの 四十二万円

11 第二項又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額

（その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万八千元

12 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年六月一日から同年八月三十一日まで間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第十項（その者が遺族である子がない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

13 旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、第一項、第二項又は第四項の規定により改定された年金の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

14 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が昭和五十四年九月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第十一項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
（昭和五十四年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二項の十二 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十四の仮定俸給（同条第六項において準用する第一号の十一第八項又は前条第七項の規定により改定された年金について、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替へるものとする。

2 第一項の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、

前項において準用する第一項の十二第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一項の十二第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
二 殉職年金 八十三万六千円
三 障害遺族年金 六十二万七千円

5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に三万六千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては四万八千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては七万二千円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円
二 障害遺族年金 六十七万五千円

6 第一項の十二第八項の規定は、第二項において準用する同条第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに係る年金に限る。次項において同じ。）で、八十歳以上の者に係るものについて準用する。
7 第二項において準用する第一項の十二第二

項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する同条第八項の規定に準じてその額を改定する。

8 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十二第二項、第三項、第四項、第六項において準用する同条第八項又は前項の規定により改定された額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 九十一万八千円

三 障害遺族年金 七十万九千円

9 第一項から第三項まで又は前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）に四万八千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては六万円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては八万四千円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 九十九万円

二 障害遺族年金 七十八万一千円

10 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前

項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二条の十二第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十萬八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一萬二千円（そのうち二人までは一人につき三萬二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六萬六千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一萬二千円（そのうち二人までは、一人につき三萬二千四百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三條第一項中「第三條の十一」を「第三條の十二」に改める。

第三條の九第一項中「第五十九條の二又は附則第六條の四（法附則第十七條の二）を「若しくは第五十九條の二又は昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改

正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二條の規定による改正前の法（以下この項及び次條第一項において「昭和五十四年改正前の法」という。）附則第六條の四（昭和五十四年改正前の法附則第十七條の二）を「第五十九條の二又は附則第六條の四の規定」を「若しくは第五十九條の二又は昭和五十四年改正前の法附則第六條の四の規定」に改める。

第三條の十一の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における法による退職年金等の額の改定）

第三條の十二 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて算定する。

（同条第二項若しくは第四項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金又は前条第五項、第六項若しくは第九項から第十一項までの規定により改定された年金については、それぞれ同条第一項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額）にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額にのりすの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てて得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（当該俸給年額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その額）を法第七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第七條第一項に規定する俸給年額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額にのりすの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（当該俸給年額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一條第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第四條の六の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四條の七 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一條の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定した額に改定する。

仮定俸給（同条第四項において準用する第一
条第六項の規定により従前の年金額をもつて
改定年金額とした年金については、前条第二
項又は第三項の規定により年金額を改定した
ものとした場合において、その改定年金額の
算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸
給）の額に十二を乗じて得た額にその額が別
表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区
分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を
乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄
に掲げる金額を加えて得た額（その十二を乗
じて得た額が四百七十五万四千二百八十五円
以上であるときは、その額）を十二で除して
得た額（その額に一円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てて得た額）とする。

一 千六百五十円に一・一六七を乗じて得た
額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十
に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一
号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満た
ないものについては、昭和五十四年四月分以
後、その額を、同項の規定により改定した額
に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額
で除して得た割合（その割合が百分の八十に
満たないときは、百分の八十）を乗じて得た
額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定
俸給の額を三十で除して得た額に、組合員
期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じ
て得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合
員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別
表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前
に法の退職をした組合員については、昭和
五十一年改正前の法別表第三の二）に定め
る率を乗じて得た金額

3 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三
月三十一日までの間に法の退職をした組合員
に係る法の規定による通算退職年金について
は、昭和五十四年四月分以後、その額を、当
該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項
に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその
額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいず
れの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げ
る率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表
の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その十
二を乗じて得た額が四百七十五万四千二百八
十五円以上であるときは、その額）を十二で
除して得た額（その額に一円未満の端数があ
るときは、これを切り捨てて得た額）を第一
項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の
額とみなし、前二項の規定に準じて算定した
額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定によ
り年金の額を改定する場合について準用す
る。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受
ける通算退職年金については、昭和五十四年
四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞ
れについて前各項の規定の例により算定した
額の合算額に改定する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職
をした組合員に係る法の規定による通算遺族
年金については、昭和五十四年四月分以後、
その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金
とみなして前各項の規定によりその額を改定
するものとした場合の改定年金額の百分の五
十に相当する額に改定する。

第七条第一項中「第二条の十一」を「第二条の
十二」に改め、同条第二項中「第四条の六」を「第
四条の七」に改める。
別表第一の十四の次に次の一表を加える。

別表第一の十五（第一条の十二、第二条の十二関係）

別表第一の十四の仮定俸給		仮	定	俸	給
六三、七一〇	円	六六、二三〇	円		
六六、三三〇		六八、九六〇			
六七、九六〇		七〇、六四〇			
六九、六〇〇		七二、三四〇			
七一、四五〇		七四、二六〇			
七四、〇八〇		七六、九八〇			
七六、三五〇		七九、三四〇			
七八、四六〇		八一、五三〇			
八一、〇三〇		八四、一九〇			
八三、六二〇		八六、八八〇			
八六、四五〇		八九、八二〇			
八九、三〇〇		九二、七七〇			
九二、八六〇		九六、四六〇			
九五、一三〇		九八、八一〇			
九八、〇六〇		一〇一、八五〇			
一〇〇、九〇〇		一〇四、八〇〇			
一〇六、五八〇		一一〇、六九〇			
一〇八、一〇〇		一一二、二七〇			
一一二、四七〇		一一六、七九〇			
一一八、二八〇		一二二、八二〇			
一二四、六八〇		一二九、四七〇			
一二七、九六〇		一三三、八六〇			
一三一、〇八〇		一三六、〇九〇			
一三五、五三〇		一四〇、七一〇			
一三八、一六〇		一四三、四三〇			
一四五、七八〇		一五一、三三〇			
一四九、五五〇		一五五、二三〇			
一五三、五一〇		一五九、三二〇			
一六一、一二〇		一六七、一八〇			
一六八、八一〇		一七五、一一〇			
一七〇、七九〇		一七七、一七〇			
一七七、一四〇		一八三、七三〇			
一八六、一四〇		一九三、〇三〇			
一九五、〇六〇		二〇二、二三〇			
二〇〇、五七〇		二〇七、九三〇			

二〇五、九三〇	二二三、四七〇
二二六、八三〇	二三四、七三〇
二二七、五〇〇	二三五、七五〇
二二九、五九〇	二三七、九一〇
二三七、九三〇	二四六、四八〇
二四八、四八〇	二五七、二八〇
二五八、九八〇	二六八、〇三〇
二六九、四二〇	二七八、七二〇
二七五、九八〇	二八五、四三〇
二八三、〇一〇	二九二、六三〇
二九六、五二〇	三〇六、四七〇
三〇一、一八〇	三二〇、四六〇
三〇七、〇七〇	三二七、五一〇
三二二、五八〇	三三四、一八〇
三三六、九一〇	三三七、八三〇
三四一、九八〇	三四七、〇四〇
三五〇、〇一〇	三五四、二四〇
三六二、七三〇	三六四、二八〇
三七六、五三〇	三七八、二二〇
三八三、二二〇	三九〇、九四〇
三八九、五六〇	三九三、五一〇

備考
 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合には、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十四の次に次の一表を加える。
 別表第三の十五(第二條の十二關係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	二三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円以下のもの	二四・八割
一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割
一五九、三二〇円を超え一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割
一四三、四三〇円を超え一五九、三二〇円以下のもの	二六・一割
一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円以下のもの	二六・九割
一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円以下のもの	二七・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割

一〇一、八五〇円を超え一〇四、八〇〇円以下のもの	二九・〇割
九八、八一〇円を超え一〇一、八五〇円以下のもの	二九・三割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円以下のもの	二九・八割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円以下のもの	三〇・二割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円以下のもの	三〇・九割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超え七二、三四〇円以下のもの	三二・七割
六八、九六〇円を超え七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、二二〇円を超え六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、二二〇円のもの	三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。
 別表第四の十七(第二條の十二關係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、一〇〇、〇〇〇円	
二級		二、五五七、〇〇〇円	
三級		二、〇六八、〇〇〇円	
四級		一、五九二、〇〇〇円	
五級		一、二四九、〇〇〇円	
六級		九八七、〇〇〇円	

備考
 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中」「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「三二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替へるものとする。

別表第四の十八(第二條の十二關係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、二二〇、〇〇〇円	
二級		二、六五七、〇〇〇円	
三級		二、一六八、〇〇〇円	
四級		一、六八二、〇〇〇円	
五級		一、三三九、〇〇〇円	
六級		一、〇六七、〇〇〇円	

備考
 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
 二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

礎となつた退職年金の年額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第五十五条第四項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第五項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、「第五十条第一項ただし書」の下に「又は第六十一条の二第二項ただし書」を加え、同条第六項を削り、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十七条の二を削り、第五十七条の三中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七條の二とする。

第五十八條第一項を次のように改める。

次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。ただし、第三号に掲げる者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者
二 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者（組合員を除く。以下この条において同じ。）であつて、組合員期間が一年以上二十年未満のもの
三 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上のもの

第五十八條第二項第二号中「組合員期間二十

年未満の組合員が死亡した場合」を「組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が二十年未満のものが死亡した場合（次号及び第四号に規定する場合を除く。）」に改め、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削り、同条第三項中「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

第五十九条第一項中「前条第二項又は第三項の場合において」を削り、「これらの規定」を「前条第二項又は第三項の規定」に改める。

第五十九条の二中「第五十八條第二項又は第三項」を「前二条」に改め、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、四十三万二千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

第五十九条の三第一項中「前三条の場合において」を削り、「これらの規定」を「前三条の規定」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第五十九条の四第一項中「十年未満の組合員」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加え、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき、俸給年額の百分の〇・四五に相当する

額を控除した金額。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「組合員期間一年以上十年未満の組合員」を「組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間一年以上十年未満のものが死亡した場合（次号及び第四号に規定する場合を除く。）」に改め、同条第三項中「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

第六十一条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第六十一条の二第二項中「退職一時金の支給を受けるべき者が」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した場合において」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した後再び元の」に、「新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合」を「再び退職した場合（第十五条第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。）」に改める。

第六十一条の三を次のように改める。

（脱退一時金）

第六十一条の三 組合員期間（第五十六条第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者が、退職した後六十歳に達した場合又は六十歳に達した後退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、廃疾

年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額

イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、復利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者を除く。）が行うことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第六十一条の四第一項中「通算退職年金を受ける権利を有する者」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加える。

第六十一条の五を削り、第六十一条の六中「通算退職年金又は死亡一時金」を「又は通算退職年金」に改め、「第六十一条の四」を削り、同条を第六十一条の五とする。

第六十三條第二項を削る。

大蔵委員会議録第一号

(継続長期組合員についての特例)

るとされる者（以下「**継続長期組合員**」）とい

一 国家公務員、地方公務員又は公団等職員となるため退職した日から起算して五年を経過したとき。

継続長期組合員が国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合(その者が更に引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合を含む)における前二項の規定の適用について

第一項の規定は、継続長期組合員が国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した後主務省令で定める期間内に引き続き再び国家公務員、地方公務員又は同一の公団等の公団等職員となるため退職した場合に

第一項又は地方公務員等共済組合法第三十九条第一項の規定にかかわらず、これらの法律の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関

附則第五條第一項第五号中「除く。附則第十條第一項第六号及び第七号並びに第二十六條四」を「除く。附則第二十六條の四」に改め、

附則第六條第一項中「同項の規定」を「同項本文の規定」に、「端数」を「端数に」、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員」を「その死亡した者が更新組合員又は更新組合員であつた喪失年金を受ける権利を有する者であつて、組

同条第五項中「第五十八條第二項第三号又は前項、附則第六條の三第二項若しくは第六條の四第二項」を「第五十八條第二項、第五十九條（附則第六條の七において準用する場合を含む。）、第五十九條の二（附則第六條の七において準用する場合を含む。）、前項、次条第五項若しくは

六条の四第一項、附則第十四条第一項又は附則第十四条の二第一項を「次条第一項若しくは第二項又は附則第六条の三第一項、第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項に改める。」
附則第六条の二第一項中「前条第一項又は附則第十四条第一項の退職年金」を「その者に対す

組合員が八十歳未満の者であるときは、その超える期間」に改め、同項第二号中「又は第三号」を「をから第五号まで」に、「（その超える期間）」を「（当該更新組合員が八十歳未満の者であるときは、その超える期間）」に改め、同条第二項中「七歳」の下に「又は八十歳」を加え、「前項の規

定」を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第五

附則第六條の第三項中「附則第六條第一項」の下に、「前条第一項若しくは第二項」を加え、「控除した額」を「控除した金額」（その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるとときは、その金額）に、「その額」を「その金額」に改め、同項第一号中「第五十條第三項の規定に

附則第六條の四第一項中「、前條第二項又は附則第十四條第一項」を「若しくは第六項、第六條の二第二項若しくは第二項、第六條の三第一項、第六條の四第一項又は第十四條第二項」に改め、「旧法又は旧法の施行前の政府職員共済組合に関する法令の規定による退職一時金の

支給を受けた更新組合員に対する退職年金にあつては、五十五万二千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第六条の六とし、附則第六条の三の次に次の二条を加える。

第六条の四 退職一時金の支給を受けた者（昭

和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第五十四条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。以下単に「昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」という。）の支給を受けた者（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有するものに支給する退職年金の年額（第五十三条第二項の規定による減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。）は、第五十条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した退職年金の年額（その年額が同項の規定により俸給年額の百分の七十に相当する金額とされたものであるときは、同項各号に掲げる金額の合算額）から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該年金の年額が同項の規定により算定したものである場合において、その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

2 退職一時金の支給を受けた者が死亡した場合において、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、第五十八条第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の年額から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額とする。

3 通算退職年金を受ける権利を有する者で昭和

和五十四年改正前の法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けたものに支給する通算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第六条の四第三項」とする。

5 第三項の規定の適用を受ける者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第四項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

第六条の五 退職一時金の支給を受けた者が更新組合員であつた者である場合における前条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「第五十条第二項又は第三項」とあるのは、「附則第十七条の二において準用する附則第六条第一項、第六条の三第一項又は第十四条第一項」と、同条第二項中「第五十八条第二項又は第三項」とあるのは、第五十八条第二項若しくは第三項又は附則第十七条の二において準用する附則第六条第四項若しくは第五項若しくは第六条の三第二項」とする。

2 更新組合員が退職した後に通算退職年金を受ける権利を有することとなつた場合における当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項又は前条第三項の規定にか

かわらず、千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に附則第五条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いてい

るもの（同日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）、同項第三号の期間（控除期間を除く。）、及び施行日以後の組合員期間を合算した期間（以下この条において「更新組合員の通算退職年金基礎期間」という。）の月数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が当該退職のときに昭和五十四年改正前の法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数を乗じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員 俸給に、附則第五条第一項第一号の期間で同日まで引き続いてい

るもの（同日前に恩給公務員であつた更新組合員を除く。）、俸給日額に、附則第五条第一項第三号の期間（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）、及び施行日以後の組合員期間とを合算した期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額（同号の期間のうちに控除期間（旧法第九十五条に規定する控除期間に限る。）を有する者については、その金額から俸給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）

4 更新組合員であつた者に対する第六十一条の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第四項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

6 更新組合員であつた者に係る通算退職年金又は通算遺族年金の年額の計算については、第二項に規定する更新組合員の通算退職年金基礎期間以外の期間は、組合員期間から除算する。

附則第七条の前に次の二条を加える。

第六条の七 第五十九条及び第五十九条の二の規定は、附則第六条第四項、第六条の二第五項若しくは第六項、第六条の三第二項又は第六条の四第二項の規定により算定した遺族年金の年額について、第五十九条の三の規定は、附則第六条第四項若しくは第五項、第六

二項、第六條の四第二項又は第十四條の五の規定により算定した遺族年金の年額について準用する。

第六條の八 退職年金又は減額退職年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その組合員期間のうち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、第七十七條第二項の規定により計算した期間。以下この条において同じ。）が最短年金年限（退

2 廃疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該廃疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項、第七項若しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該廃疾年金の年額とする。

一 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限以上である場合 六十四万七千円

二 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が九年以上最短期間（五年）未満である場合又は当該廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が

最短年金年限以上である場合 四十八万五千三百円

3 退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期間（三年以上）である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定に準じてその額を改定する。

附則第八條を次のように改める。
(特例死亡一時金)

第八條 組合員期間

第八條 組合員期間（第五十六條第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合に於ては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者（昭和五十四年十二月三十一日において組合員の資格を有していた者に限る。）が、退職した後六十歳に達するまでの間に死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は遺算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給月額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて

前三項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第六十一条の規定を除く。）を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第九條、第十條及び第十一條第一項中「第五十四條第二項又は」を削り、「第二項」の下に「又は第六十一条の二第二項」を加え、「退職一時金又は廃疾一時金」を「廃疾一時金又は通算退職年金」に改める。

附則第十四条の二第二項中「附則第六条の三第一項、附則第六条の四第一項」を「第六条の二第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の六、第六条の八第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十四条の三中「、附則第六条第四項、附則第六条の三第二項及び附則第六条の四第二項」を「及び第五十九条から第五十九条の三まで（附則第六条の七において準用する場合を含む。）並びに附則第六条第四項、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項」に改め、同条を附則第十四条の五とし、附則第十四条の二の次に次の二条を加える。

(退職年金及び減額退職年金の停止に関する特例)

第十四条の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六条第二項又は第十四条第一項の

一 附則第六條第一項又は第十四條第一項の

規定によりその額が算定された退職年金
当該退職年金の年額の算定の基礎となつた

組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる施行日前の期間（附則第五条第一項各号の期間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 施行日前の期間が二十年以上であるものの当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六条第一項の規定により算定した額を控除した金額

口 施行日前の期間が二十年未満であるもの当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第十四条第一項の規定により算定した額を控除した金額

二 附則第六条の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項の規定により算定した退職年金の年額に施行日前の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額を控除した金額

三 前条第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項に規定する普通恩給の年額に相当する額を控除した金額

2 前項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその年額の算定の基礎となつた退職年金の年額のうち同項各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金に係る同項各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金

又は通算遺族年金を受ける権利を有する者」に、「返還一時金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改め、「当該退職一時金に係る」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「若しくは一時恩給又は旧法を、旧法に、若しくは退職一時金を又は一時恩給等」に、「同法」を「昭和五十四年改正前の国の共済法」に改め、「限る。」の下に「若しくは国家公務員共済組合法の規定による脱退一時金若しくは特例死亡一時金を加え、返還一時金又は死亡一時金を通算遺族年金、脱退一時金若しくは特例死亡一時金又は返還一時金若しくは死亡一時金に改め、同項を同条第十項とする。

附則第二十五條第一項中「又は国家公務員」を「若しくは国家公務員」に、「若しくは国家公務員」を「又は国家公務員」に、「その職を退くこと」を削り、「死亡したとき（国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされる）に限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。」を「国家公務員共済組合法第二百二十四條の二第二項各号の一に該当するに至つたとき（引き続き再び国家公務員となつたときを除く。）」に、「発生した当時」を「発生した日」に、「退職当時」を「退職した日」の属する月に、「死亡した月」を「死亡した日の属する月」に、「転出した月」を「転出した日の属する月」に改め、同条第二項中「第六項、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は」を「第五項、第六項、第九項及び第十項の規定は」に改め、「前条第三項後段の規定は次項の場合について」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が、その転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員又は公庫等職員であつた期間につき国家公務員共済組合法の規定による廃疾一時金又は

遺族一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額（同法の規定による給付の制限を受けた者にあつては、その制限を受けなかった場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十五條第四項中「その遺族が第一項」を「その遺族が、その転出組合員であつた者が第一項」に、「若しくは遺族年金（公務員遺族年金を除く。以下この条において同じ。）を、遺族年金（公務員遺族年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは通算退職年金に、若しくは遺族年金の年額を、遺族年金若しくは通算退職年金の年額に、第七十七條第二項若しくは第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第六項において準用する場合を含む。）若しくはは」に、「第十五條」を「第十五條第一項」に、「若しくはは国家公務員共済組合法（第七十七條第二項を除く。）を、国家公務員共済組合法（第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）を除く。）若しくはは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（第十五條第一項及び第十六條を除く。）」に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされ

る国家公務員又は公庫等職員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「退職一時金及び」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十三項までを削る。

附則第二十六條第一項中「第六條の四」を「第六條の八」に改め、「第八條」を削り、「第十七條まで」を「第十六條まで、第十七條」に改める。

附則第二十六條の三第二項ただし書を削る。

附則第二十六條の七第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第二十六條の九の次に次の一条を加える。

（特例廃疾年金等の支給）

第二十六條の十 次の各号に掲げる者が、継続長期組合員であつた間に、国、地方公共団体若しくは公団等の業務又は通勤により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病のため、それぞれ当該各号に定める時に別表第四に掲げる程度の傷病の状態にあるとき、又はその時から五年以内に同表に掲げる程度の傷病の状態になつた場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、当分の間、政令で定めるところにより、その者の死亡に至るまで特例廃疾年金を支給する。

一 継続長期組合員であつた者で引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した後退職したものの、次のイ又はロに掲げる場合に

イ その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項において「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した後に退職した場合、退職の時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間に退職した場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らな

二 継続長期組合員であつた者で第八十二條の二第二項第一号又は第二号に該当するに至つたものの（引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した者を除く。）次のイ又はロに掲げる場合に、それぞれイ又はロに定める時

イ 初診日から起算して一年六月を経過した後にこれらの規定に該当するに至つた場合、その該当するに至つた時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間にこれらの規定に該当するに至つた場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らな

二 公団等職員である継続長期組合員であつた間のものであり、かつ、公的年金合算期間が六月となる前のものであるとき。

三 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその傷病が継続長期組合員であつた間の業務による傷病に起因することが顕著であると議決したときは、その時から、特例廃疾年金を支給する。

四 特例廃疾年金の年額は、継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定又は厚生年金保険法の規定を適用するものとする。これらの法律の規定による廃疾年金又は障害年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

5 継続長期組合員（国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員に限る。以下この項及び次項において同じ。）又は継続長期組合員であつた者が、継続長期組合員である間に、国又は地方公共団体の業務により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病により死亡したときは、第五十八条第一項又は附則第十三条の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、その者の遺族に特例遺族年金を支給し、遺族年金は支給しない。

6 特例遺族年金の年額は、継続長期組合員又は継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用するとし、たならばその者の遺族が受けることができるこれらの法律の規定による遺族年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

7 特例遺族年金又は特例遺族年金は、それぞれ障害年金又は遺族年金とみなして、長期給付に関する規定（第十六条の二、第五十五条第一項から第三項まで及び第五十八条から第五十九条の四までの規定並びに附則第六条第二項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定（これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）、第六条の四第二項（附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）、第六条の七並びに第六条の八第二項及び第十三条、第十四条第二項及び第十四条の五の規定（これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに第十七条の三の規定を除く。）を適用する。

8 特例遺族年金のうち国家公務員共済組合法

第八十一条第一項第一号又は地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による遺族年金に相当するもの及び特例遺族年金の給付に要する費用は、第六十四条第一項及び第八十二条の二第二項の規定により読み替えて適用する第六十六條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

9 前各項に定めるもののほか、特例遺族年金及び特例遺族年金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九條中「退職一時金」を「脱退一時金」に、「附則第十五條、第十六條若しくは第十八條の規定（附則第二十六條において準用するこれらの規定を含む。）又は第二十六條の二若しくは第二十六條の三」を「附則第十八條（附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「差額又は」を削る。

附則第三十條の次に次の一條を加える。

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十條の二 公共企業体は、当分の間、長期給付に要する費用（附則第二十六條の十第八項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用及び前條の規定により公共企業体が負担する追加費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 公共企業体が前項の規定による負担をする場合における第六十六條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号及び第三項第二号中「長期給付に要する費用」とあるのは「長期給付に要する費用（附則第三十條の二第二項の規定による公共企業体の負担に係るものを除く。）」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項及び附則第三十條の二第二項又は前項」とする。

3 公共企業体が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年以後における

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）第七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号」とあるのは、「第六十六條第一項第二号及び第三項第二号並びに附則第三十條の二第二項」とする。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「公共企業体」とあるのは、「国、地方公共団体又は第八十二条の二第一項に規定する公団等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第二項に規定する復帰希望職員に該当する者に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「公共企業体」とあるのは、「昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第一項に規定する公団等」として、これらの規定を適用する。

別表第三中「第五十四條」を「第六十一條の三、附則第六條の四、附則第六條の五」に改める。

別表第三の二中「第五十四條」を「附則第六條の四、附則第六條の五」に改める。

別表第四中「第六十一條」を「第六十一條、附則第二十六條の十」に改める。

別表第六中「附則第八條」を「附則第六條の五」に改める。

附則

（施行期日等）

第一條 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定（同法第三條の九第一項及び第三條の

十第一項の改正規定を除く。）、第二條中公共企業体職員等共済組合法第四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第五十九條の第三項各号の改正規定、同法第六十三條第二項を削る改正規定及び同法附則第六條の二第二項から第八項までの改正規定並びに附則第七條、第十二條、第十五條、第二十條、第二十二條及び第二十三條の規定 公布の日

二 第二條中公共企業体職員等共済組合法第五十條第一項、第五十一條第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條の二第四項及び第六十一條第一項の改正規定、同法附則第十六條の次に三條を加える改正規定、同法附則第十七條の見出し及び同條第四項の改正規定、同法附則第十七條の二の改正規定（及び第十三條から前條まで）、第十三條から第十六條まで及び前條「に改める部分に限る。」並びに同法附則第二十六條第一項の改正規定（第十七條まで）を「第十六條まで、第十七條」に改める部分に限る。並びに次條の規定

昭和五十五年七月一日

2 附則第十五條の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第五十九條の三第一項各号の規定並びに改正後の法附則第六條の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第七條及び第十二條第一項の規定は、昭和五十四年六月一日から適用する。

4 改正後の法附則第六條の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二條第二項の規定は、昭和五十四年十月一日から適用する。

（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置

置)

第二条 改正後の法第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条、第五十三条の二第四項及び第六十一条第一項並びに附則第十六条の二から第十六条の四まで及び第十七条第四項(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日前に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

(退職一時金の支給を受けた者の特例等) 第三條 改正後の法附則第六條の四から第六條の七まで(改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が発生した年金について、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の停止に関する経過措置) 第四條 改正後の法第五十二条の二(改正後の法第五十四条において準用する場合を含む。)の規定並びに改正後の法附則第十四條の三及び第十四條の四の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について、適用する。

(退職一時金等に関する経過措置) 第五條 施行日前に給付事由が発生した一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が発生した廃疾年金を受ける権利を有する者が施行日以後にその支給を受ける権利を失い、又は死亡した場合(次条の規定の適用がある場合を除く。)において、第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済

組合法(以下「改正前の法」という。)の規定が適用されたとしたならば改正前の法第五十六条第三項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

3 退職一時金の支給を受けた者(改正前の法第五十四条の規定による退職一時金(その額が同条第五項の規定により算定されたものを除く。))の支給を受けた者(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)をいう。次項において同じ。が、施行日以後に六十歳に達したとき、又は施行日以後に退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第六十一条の三第一項又は第二項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

4 退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第六十一条の五第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

(遺族年金の支給要件に関する経過措置) 第六條 改正後の法第五十八条第一項の規定は、施行日前に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた組合員期間二十年未満の者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置) 第七條 改正後の法第五十九条の三第一項(改正後の法附則第六條の七において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置) 第八條 改正後の法第六十一条の二及び第六十一条の四の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の年額の算定について、適用する。

2 改正前の法第五十四条の規定による退職一時

金でその額が同条第五項の規定により算定されたもの若しくは改正前の法第六十一条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間又は施行日前に給付事由が発生した廃疾年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(脱退一時金等に関する経過措置) 第九條 改正後の法第六十一条の三の規定による脱退一時金又は改正後の法附則第八條の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

(継続長期組合員についての特例に関する経過措置) 第十條 改正後の法第八十二条の二及び附則第二十六條の十の規定は、施行日以後に改正後の法第八十二条の二第一項に規定する国家公務員、地方公務員又は公団等職員となるため退職した者について、適用する。

(公団等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置) 第十一條 改正前の法第八十二条の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する公団等職員(以下この条において「公団等職員」という。)として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)(又は当該公団等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する

者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第八十二条の二第四項に規定する公団等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得しなかつたとき(同日以前に死亡したときを除く。)は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置) 第十二條 改正後の法附則第六條の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の法附則第六條の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年十月分以後適用する。

(退職年金の年額の特例に関する経過措置) 第十三條 改正後の法附則第六條の三第一項(改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置) 第十四條 改正後の法附則第六條の八(改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十五条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職（在職中の死亡を含む。第五項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）に係る公共企業体職員等共済組合法（以下「法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。）については、その年金の額（遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間の

うち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、法第七十七条第二項の規定により計算した期間。第五項及び第八項において同じ。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年	金	実在職した期間	金	額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの		法の規定による退職年金を受ける最短期間（以下この表及び第五項の表において「最短期間」という。）以上		六十四万七千円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの		九年以上最短期間未満		四十八万五千三百円
		九年以上最短期間未満		三十二万三千五百円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの		最短期間以上		四十八万五千三百円
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの		最短期間以上		四十八万五千三百円
		最短期間以上		三十二万三千五百円
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるもの		最短期間以上		三十七万四千五百円
		九年以上最短期間未満		二十八万九千円
		九年以上最短期間未満		十八万七千三百円
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻を除く。）又は子が受けるもの		最短期間以上		三十二万三千五百円
		九年以上最短期間未満		二十四万二千七百円
		九年以上最短期間未満		十六万一千八百円
遺族年金で六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受けるもの		最短期間以上		二十四万二千七百円
		最短期間以上		十六万一千八百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同年三月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が同年一月一日から同年十一月三十日までの間に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号））第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するとき、は、その該当する間は、この限りでない。

5 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。第七項及び第八項において同じ。）で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族

である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、その遺族年金の額（その額について、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年六月分（同年六月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が発生した日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

実在職した期間	金	額
最短期間以上		四十二万円
九年以上最短期間未満		三十一万五千円
九年以上最短期間未満		二十一万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が同年六月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日

の属する月の翌月分以後、第五項（その者が遺族である子がいない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

8 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金の額（その額について、法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、第五項の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年十月分（同年十月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が発生した日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

9 昭和五十四年二月二十八日以前の退職に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

10 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律第七条第二項の規定の例による。

（増加恩給を受けなくなった者の特例に関する経過措置）

第十六条 改正後の法附則第十五条（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日前に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについては、なお従前の例による。

（復帰組合員等に関する経過措置）

第二十五条第一項の規定は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。次項において「法律第 号」という。）の施行の日以後に改正後の法附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項に規定する公庫等職員となつた者について適用し、同日前に公庫等職員となつた者については、なお従前の例による。

2 転出組合員で法律第 号第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する復帰希望職員である者が、法律第 号附則第十一条第三項の規定による申出をした場合（同条第四項の規定により申出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、その者は、その申出をした日（その申出があつたものとみなされる日を含む。）において改正前の法附則第二十四条第一項に規定する公庫等職員の職を退いたものとみなす。

第十八条 改正後の法附則第二十四条（改正後の法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に復帰した者について適用し、施行日前に復帰した者については、なお従前の例による。

2 改正後の法附則第二十五条の規定は、施行日以後に同条の規定により退職し、又は死亡したものとみなされた者について適用し、施行日前に同条の規定により退職し、又は死亡したものとみなされた者については、なお従前の例による。

3 法附則第二十七条において準用する改正後の法附則第二十四条の規定は、施行日以後に法附則第二十七条の規定の適用を受けることとなつた者について適用し、施行日前に同条の規定の適用を受けることとなつた者については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用の負担の特例に関する経過措置）

第十九条 改正後の法附則第三十条の二の規定

は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第四号の二及び第六百七十二條第四号の二中「退職一時金」を「通算退職年金、脱退一時金」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「第六十三條第一項第一号（福祉事業）の貸付け並びに同項第二号」を「第六十三條第二号（福祉事業）の貸付け並びに同条第三号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十三條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項中「第六十三條第一項」を「第六十三條」に改める。

